

厚木市住みよいまちづくり条例に基づく（仮称）北部地区公園の都市計画素案に関する意見と市の考え方について

1 意見募集期間

令和7年4月17日（水）から令和7年4月30日（水）まで
令和7年5月13日（火）から令和7年5月26日（月）まで

2 意見提出者数、意見枚数、意見数

意見書の提出者 11 人 意見数 43 件

このうち、意見書の提出者 1 人 意見数 1 件につきましては、意見書の提出要件を満たしていないため回答できませんでした。

3 意見書の回答について

今回の意見募集は、依知地区に新規整備予定である防災機能を備えた（仮称）北部地区公園という地区公園を設置する都市計画素案に対する意見をいただくものでしたが、都市計画素案のほかに、土地区画整理事業に対する意見などもありました。

意見書については、11 人の方からいただいておりますが、意見書に複数の意見が記載されているため、意見数としては 43 件いただいております。そのうち、都市計画素案に対する意見は 26 件ありましたので回答させていただきます。

また、その他の意見は 17 件ありましたので、参考として皆様からいただきました全ての意見（提出要件を満たしていない意見を除く）に対する市の考え方についても回答させていただきます（資料 1 を参照）。

4 「意見の内容」については、原文のまま掲載しておりますが、固有名詞など本人や企業等が特定される場合や回答の都合上、付番（①など）させていただく場合は、一部加筆修正している箇所があります。

5 都市計画素案に対する意見と市の考え方

※こちらに記載が無い意見（A氏、B氏及びC氏②）は、その他の意見として資料1に市の考え方を回答しています。

意見者	意見の内容	市の考え方
C氏	①昨年来、これと同様の説明会に3度も出席し、計画中の防災機能を備えた公園面積の構想では、大災害が起こった際に狭過ぎるのではないかという意見を強く訴えてきました。 にもかかわらず「ここは支援物資の持ち込みと仕分けの場所です」との一点張りで、訴えてきた意見が検討・反映されることは一切なく現在に至っています。 ③今の段階で高い視野での見直しを検討しておけば悔やむことも、時の行政による計画を批判されることもなく、まだ間に合う最後のタイミングにきていると思います。 時間をかけて決めてきた計画を見直すことは、面倒で非常に厄介なこととは思いますが所詮、机上の再検討と、より突っ込んだ議論だけで済むはずです。 本事業に関係する時の市長さんや選挙で選ばれた地元市会議員の皆様方、および厚木市の職員の方々にとっても今のところ、一過性の協議・決定事項であり、所属が変われば何の責任が生ずることもないし、後ろ指をさされることもないでしょう。 むしろ速やかに事業を進めることが彼らの命題であり、それが手柄として評価されるようでは当該住	①滞在を想定する避難所は依知北及び依知南地区には、上依知小学校、北小学校、藤塚中学校、依知小学校、依知南小学校、依知中学校及びあつぎ郷土博物館を指定しており、想定避難人数が避難できる規模は確保されていることから、公園は物資供給・集積拠点として整備する計画となっております。 ③公園については、都市公園法施行令において、市町村区域内に対して一人あたり10平方メートル以上が整備水準となっておりますが、令和7年5月1日現在、厚木市全体では一人あたり9.42平方メートル、依知地区においては、一人あたり1.24平方メートルと低い水準となっており、市民の憩い、安らぎの場及びレクリエーションの拠点として、依知地区に公園を整備する必要があり、また厚木市地域防災計画等において、市域北部には防災機能を備えた公園整備が必要と位置付けられています。 計画地は、高台で洪水や液状化の危険性がなく、第一次緊急輸送道路である国道129号にも面していることから公園計画を進めてまいりました。 規模については、災害時及び平常

民にとってはたまったものではありません。 ④地権者の意見を聞き入れることもなく、関係者だけで一方的に決めた計画で突っ走ることだけはお止めください。 当地区住民には、末代まで影響する深刻な課題であることを念頭におき、慎重に慎重を期して今後の舵取りを続けていただくことが公務員としての役目です。 また当該地区地権者だけを対象とした事前説明会だけではなく、事業決定をする前に、地域住民全体を対象とした意見交換会を開催すべきではないでしょうか。 市の広報による事後報告で済ませるような内容ではないことをご理解ください。 孤立する可能性がある相模川と中津川に挟まれた厚木市のこの北部地区、もう少し予算を投入して将来に備える必要があると考えることは間違いでしょうか。 市財政の収入源ばかり優先的に考えたり、立派な市庁舎を建てたりすることも大事なことです、次世代への備えをしておくことも行政の方達と、この地に住む我々年輩世代住民の役目です。 この意見や、その他の方から提出された意見書をあらためて議会で取り上げ、是非皆さんと深い協議し	時に必要な施設や動線等も検討した上で充足した面積となっております。 今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。 ④公園整備については依知南及び依知北自治連協議会より早期の公園整備の要望をいただいております。 また（仮称）北部地区公園整備検討会では依知北、依知南の自治会連絡協議会会長、中平及び長坂自治会長、依知北及び依知南地区館長、防災指導員、青少年健全育成会、民生委員及び防災士の合計10名で組織し、地元の意見を取り入れるため、市民アンケートの結果やオブザーバーとして参加いただいた大学の先生にも意見をいただき、公園施設を検討してまいりました。 今後につきましても、皆様の意見を伺いながら設計を進めてまいります。
--	---

	て頂ければと強く願うばかりです。 尚、本意見書が必ずあて先の山口市長さんの目に届くようご配慮いただけると幸甚に存じます。 以上、ご検討の程よろしく申し上げます。	
--	---	--

意見者	意見の内容	市の考え方
D氏	①令和6年8月に行われた山際北部地区公園の住民説明会において、以前この公園の計画に携わっていたという元自治会長の方から「今の計画は、当時の計画と異なっていて、広さが半分以下になり、当時は地下もあった」との発言がありました。また自治会長の方々からも、狭いという意見、さらに公園の位置や形、道路の接続等について、もっと検討するべきとの意見がありました。 ②しかし厚木市は決定していると	①平成16年3月に策定した厚木市緑の基本計画では中津川右岸沿いに約10ヘクタールの（仮称）北部地区総合公園を位置付けましたが、平成22年度作成した厚木市洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域となったことから、公園の位置や規模を見直し、平成29年10月に改定した厚木市緑の基本計画では現在の位置及び規模の（仮称）北部地区公園として位置付けられています。 公園については、都市公園法施行令において、市町村区域内に対して一人あたり10平方メートル以上が整備水準となっておりますが、令和7年5月1日現在、厚木市全体では一人あたり9.42平方メートル、依知地区においては、一人あたり1.24平方メートルと低い水準となっており、市民の憩い、安らぎの場及びレクリエーションの拠点として、依知地区に公園を整備する必要があると位置付けられています。 計画地は、高台で洪水や液状化の危険性がなく、第一次緊急輸送道路である国道129号にも面していることから公園計画を進めてまいりました。 規模については、災害時及び平常時に必要な施設や動線等も検討した上で充足した面積となっております。 ②公園整備については依知南及び依

	主張し、住民の意見を聞こうとしていません。この厚木市の対応については疑問を感じます。厚木市は計画について、地元の有識者を入れた検討会でも話をしているとの説明をしています、その検討会は依知地区の自治連協議会の会長2名の他、自治会長数名、公民館長、防災指導員、青少年健全育成会、防災士など計10名で構成されたというものの地権者や特に地域住民には、内容が全く伝わっていない状況で、理解や合意形成もなされていない状況と思われます。この防災公園の整備は市税を投入し、実施される事業です。であるならば地域住民の意見や要望をきちんと聞き、合意形成をした上で決定すべきであると考えます。 ③説明会では災害が起こった場合の避難場所は学校等であり、既に十分足りているため、この公園は緊急支援物資の仕分けをする場だと説明されていますが、地権者、地域住民の理解や賛同が得られていない計画を見直して頂きたいと要望します。	知北自治連協議会より早期の公園整備の要望をいただいております。 また(仮称)北部地区公園整備検討会では依知北、依知南の自治会連絡協議会会長、中平及び長坂自治会長、依知北及び依知南地区館長、防災指導員、青少年健全育成会、民生委員及び防災士の合計10名で組織し、地元の意見を取り入れるため、市民アンケートの結果やオブザーバーとして参加いただいた大学の先生にも意見をいただき、公園施設を検討してまいりました。 今後につきましても、皆様の意見を伺いながら設計を進めてまいります。 ③滞在を想定する避難所は依知北及び依知南地区には、上依知小学校、北小学校、藤塚中学校、依知小学校、依知南小学校、依知中学校及びあつぎ郷土博物館を指定しており、想定避難人数が避難できる規模は確保されていることから、公園は物資供給・集積拠点として整備する計画となっております。
--	---	--

※こちらに記載が無い意見（E氏②及び④）は、その他の意見として資料１に市の考え方を回答しています。

意見者	意見の内容	市の考え方
E氏	公園規模での具体的な内容が明確でない。例えば、 ①被災時の収容可能な人数、地域範囲（愛川町）上依知から金田まで住人を含み、一般の通交避難者などの数と車台数、備蓄品容量等の想定可能数を具体的に ③ 4.2haは標準規模だという理由説明を	①滞在を想定する避難所は依知北及び依知南地区には、上依知小学校、北小学校、藤塚中学校、依知小学校、依知南小学校、依知中学校及びあつぎ郷土博物館を指定しており、想定避難人数が避難できる規模は確保されていることから、公園は物資供給・集積拠点として整備する計画となっております。 備蓄品の容量については、現在の備蓄量であっても不足はありませんが、物資供給・集積拠点を整備することで、市内全域に円滑に物資の供給が可能となります。 ③規模については、災害時及び平常時に必要な施設や動線等も検討した上で充足した面積となっております。

※こちらに記載が無い意見（F氏③～⑤）は、その他の意見として資料１に市の考え方を回答しています。

意見者	意見の内容	市の考え方
F氏	依知地区に都市計画公園が必要な理由として、災害の際に防災機能を備えた公園整備が必要であるとされています。市内のぼうさいの丘公園と荻野運動公園を挙げ説明されました。この２つの公園と（仮称）北部地区公園の計画を比較すると下記の違いが大きいのではないかと考えます。 ①公園の面積について、4haほどの地区公園であること。 防災公園として知らされ、始まった計画が、土地区画整理事業を加えることにより、半分以下の地区公園となることは、残念でなりません。10ha前後の広さの前記２公園とは、差があるのでは、ないでしょうか。 昨年８月の説明会でも公園面積が狭いとの声がありました。依知北と依知南の方から公園要望書が提出されていると考えると狭さに疑問を感じます。 ②災害時に物資置き場、駐車場、ヘリポート等が必要なら、避難場所は、ごく限られてしまうと考えます。	①平成 16 年 3 月に策定した厚木市緑の基本計画では中津川右岸沿いに約 10 ヘクタールの（仮称）北部地区総合公園を位置付けましたが、平成 22 年度作成した厚木市洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域となったことから、公園の位置や規模を見直し、平成 29 年 10 月に改定した厚木市緑の基本計画では現在の位置及び規模の（仮称）北部地区公園として位置付けられています。 ②滞在を想定する避難所は依知北及び依知南地区には、上依知小学校、北小学校、藤塚中学校、依知小学校、依知南小学校、依知中学校及びあつぎ郷土博物館を指定しており、想定避難人数が避難できる規模は確保されていることから、公園は物資供給・集積拠点として整備する計画となっております。

※こちらに記載が無い意見（G氏①）は、その他の意見として資料1に市の考え方を回答しています。

意見者	意見の内容	市の考え方
G氏	②また、令和6年8月に行われた山際北部地区公園の住民説明会において、以前この公園の計画立案に携わっていたという元自治会長の方から「平成25年に依知地区に公園を作ることになり、1年ちょっと協議して図面が出来た。その時に厚木市の説明が、大型ヘリコプターは、防災公園に止められないと言われ、北小学校と依知小学校がある為に（北部公園は）小型ヘリコプターになった。前には地下室もあり、地下へ避難するんだと。面積も今その時の半分以下になったのかな。その当時の図面を無にしないで、依知地区全体が災害時に行くので、その時できるだけ広く取れば取るようにするよと返事が返ってきたようなことを覚えています。」との発言があり、公園の広さも、計画内容も大きく変貌しているとの指摘がありました。また、自治会長の方々からも、狭いという意見や、公園の位置や形、道路の接続等についてもっと見直していただきたいという意見があったと思います。 ③第1回説明会と言いながらも、厚木市はこれで決定だと発言し、出席した住民は、まだ1回目の説明会であり、工事も始まっていないのに、住民の意見を全く聞こうとしない厚木市の説明会に驚きを隠せませんでした。同じく令和6年8月に開	②公園については、都市公園法施行令において、市町村区域内に対して一人あたり10平方メートル以上が整備水準となっておりますが、令和7年5月1日現在、厚木市全体では一人あたり9.42平方メートル、依知地区においては、一人あたり1.24平方メートルと低い水準となっております。市民の憩い、安らぎの場及びレクリエーションの拠点として、依知地区に公園を整備する必要があります。また厚木市地域防災計画等において、市域北部には防災機能を備えた公園整備が必要と位置付けられています。 計画地は、高台で洪水や液状化の危険性がなく、第一次緊急輸送道路である国道129号にも面していることから公園計画を進めてまいりました。 規模については、災害時及び平常時に必要な施設や動線等も検討した上で充足した面積となっております。 今後におきましては、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。 ③公園整備については依知南及び依知北自治連協議会より早期の公園整備の要望をいただいております。 また（仮称）北部地区公園整備検討会では依知北、依知南の自治会連絡協議会会長、中平及び長坂自治会長、依知北及び依知南地区館長、防災指

催された地権者を対象とした説明会でも、もっと計画を検討した方が良いという意見が出ていましたが、厚木市は耳を傾けることはありませんでした。 このような状況下で、令和7年4月16日に「(仮称)北部地区公園の都市計画素案に関する説明会」が行なわれましたが、地権者の方々がまだまだ理解をされていない状況であり、厚木市も交渉の優先順位も決まっていないとの回答をされており、計画についても十分に周知がなされている状況ではないことが伺えました。 厚木市は、面積等は、地元の有識者を入れた検討会でも話をさせていただいたと説明していましたが、その検討会は、依知北、依知南の自治連協議会の会長2名が参加し、他には自治会長数名と地区館長、防災指導員、青少年健全育成会の方々、防災士など、合計10名で組織したメンバーで構成されているというもの、他の多くの自治会長、地権者、住民には、内容が(最初の計画から変更されたということも含めて)全く伝わっていない状況で、理解も、合意形成もされていない状況にあると思います。 このような状況で、都市計画決定をしてしまうというのは、次期尚早と言わざるを得ません。 ④「(仮称)北部地区公園の都市計画素案に関する説明会」の資料2頁に「厚木市では、都市計画の決定や変更の素案を作成する際は、住民説明	導員、青少年健全育成会、民生委員及び防災士の合計10名で組織しており、地元の意見を取り入れるため、市民アンケートの結果やオブザーバーとして参加いただいた大学の先生にも意見をいただき、公園施設を検討してまいりました。 今後につきましても、皆様の意見を伺いながら設計を進めてまいります。 ④厚木市住みよいまちづくり条例第17条第2項第3号では、「当該まちづくり推進計画の内容が土地利用の制限に関するものである場合には、当
--	---

会を開催し、皆様から御意見をいただいております。」と記載がありますが、過去の説明会や意向調査でいくら意見を述べても、厚木市が全く受け付けない状況だったので、この「御意見をいただいております」という記載は、形式的に意見を聞いたに過ぎず、実態は、厚木市住みよいまちづくり条例の「第 17 条 2 (3) 当該土地利用の制限を受ける者の意見が十分に反映されていること。」という条文からはかけ離れた状況にあると言わざるを得ません。 ⑤加えて、「(仮称)北部地区公園の都市計画素案に関する説明会」の資料 31 頁に、都市計画による建築制限とありますが、都市計画決定、第 53 条による効力という言葉の記載が有り、続けて、事業認可、第 65 条による効力という言葉の記載があります。この部分で、なぜ第 53 条の説明が記載されていないのでしょうか。資料に記載が無く、説明会で説明も無かった為、厚木市のホームページを見たところ「階数が 3 階以下」と記載されていました。とこ	該土地利用の制限を受ける者の意見が十分に反映されていること。」が規定されており、まちづくり市民組織が基本計画に提案する際の条文になっています。 この度、開催しました「(仮称)北部地区公園の都市計画素案に関する説明会」は、厚木市住みよいまちづくり条例第 19 条の規定に基づき開催しております。 第 19 条では、「市長は、本市が定める都市計画（神奈川県が決定しようとする都市計画と関連して、一連の事務で行われる都市計画及び地区計画等に関する都市計画を除く。）の案の内容となるべき事項（以下「原案」という。）を作成するときは、住民等の意見を反映させるため住民説明会を開催しなければならない。ただし、都市計画の名称の変更その他軽易な変更と認められるものについては、この限りでない。」と規定しており、皆様からのご意見をできる限り反映した計画にしていまいます。 ⑤都市計画法第 53 条の説明については説明がございませんでした。お詫びし、詳述いたします。 (仮称)北部地区公園の計画地については、市街化調整区域であるため、原則として建物の建築が制限される区域であり、開発許可の基準に適合した建物しか建築することができません。 この制限において、都市計画法第 53 条は、都市計画施設（公園など）の区域内における建築物の建築に一定の制限を設け、将来の事業の円滑
--	---

ろが国土交通省のホームページを見ると「2階以下」と記載されています。都市計画決定後、区域内での建築物の建築を行おうとする者は、知事又は市長の許可が必要で、第65条になると第53条よりも厳しい規制との記載が有り、移転・除去が容易なものの建築行為であっても許可されない場合があります」とも書かれていました。 さらに「公拡法」（公有地拡大推進法）というものがあり、これも調べると、「行政側が土地を優先的に取得することができる法律があるため事前届け出が必要」となっていました。「都市計画道路や都市計画公園などの区域内に敷地の一部がかかっている場合は、計画決定の段階でも「公拡法」の届出対象になります。届出後は行政からの通知があるまで譲渡制限が発生するので注意が必要で、届出をせずに土地を有償で譲り渡した場合、50万円以下の過料に処せられる場合がある。」と知り、大変驚きました。 このようなことが「(仮称)北部地区公園の都市計画素案に関する説明会」の資料に記載されることもなく、都市計画素案に関する説明会は勿論のこと、過去の説明会でも、一度たりとも説明を受けることなくここまで話が進んで来てしまったことに大変驚いています。 よって、このような厳しい法規制を受ける土地利用について、地権者、地域住民の理解と承諾が全く得られていない状況である以上、今回の都市計画決定手続きは断念して	な施行を確保することを目的としており、その区域内で建築物の建築をする場合は市長の許可を受けなければならないとされています。 本市では、「厚木市都市計画法第53条許可取扱基準」を設置しており、階数が3階以下で、かつ、地階を有しないこと（地階における附属建築物の自動車車庫のための施設で、取扱基準で定める要件に該当するものについては、この限りではない。）や、主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であることとし、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであることを許可基準としております。 （仮称）北部地区公園の事業については、都市計画決定がされた後、事業認可を申請し、認可後に用地を取得していくこととなりますが、都市計画決定から事業認可までの期間が短いと予測されることや、第65条の規制は、第53条よりも厳しい規制となることから、第65条を中心に説明しました。 また、公拡法（公有地の拡大の推進に関する法律）につきましても、都市計画決定がされた後に対象となりますが、事業認可後、都市計画法第66条による事業の公告の日から起算して10日を経過した後は、都市計画法第67条の土地建物等の先買いの対象となります。 なお、都市計画法第66条では、事業認可の告示後に、住民の財産に対する制限等について周知等を行うこ
--	---

いただきますよう強く要望致します。 このまま地権者、地域住民の意向を尊重せずに進めてしまって、後で地権者、地域住民に不利益が降りかかることになったりしたら、それこそ人々の命を守る公園という理念が、本末転倒になりかねない危険性をはらんでいると思います。 ⑥4月16日の説明会では、災害が起こった場合に人々が避難する場所は学校等であり、すでに十分に足りているので、この公園は緊急支援助物資の搬入や仕分けをする為の場所だという説明が厚木市からありました。幸いにも、この地域の学校、公民館等は国道129号線沿いに点在しており、さらに近年、猿ヶ島から金田方面にわたり物流施設が充実してきておりますので、緊急時の物資の輸送等は近隣の民間会社に協力を要請することも可能なのではないかと思います。 ⑦私としては、地域住民の避難場所にならない公園の必要性は全く感	ととなっておりますので、制限等については、改めて説明いたします。 今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。 ⑥公園については、都市公園法施行令において、市町村区域内に対して一人あたり10平方メートル以上が整備水準となっておりますが、令和7年5月1日現在、厚木市全体では一人あたり9.42平方メートル、依知地区においては、一人あたり1.24平方メートルと低い水準となっております。市民の憩い、安らぎの場及びレクリエーションの拠点として、依知地区に公園を整備する必要がある、また厚木市地域防災計画等において、市域北部には防災機能を備えた公園整備が必要と位置付けられています。 計画地は、高台で洪水や液状化の危険性がなく、第一次緊急輸送道路である国道129号にも面していることから公園計画を進めてまいりました。 災害時の物資供給・集積拠点として整備することで、依知地区はもちろんのこと厚木市全域の防災機能の更なる向上に努めてまいります。 ⑦農業につきましては、持続可能な都市農業の振興を目指しており、農
--	--

じず、むしろ食料自給率 30%台の日本にとって、畑は大変貴重なものであり、一度潰したら、元の状態戻すことは極めて困難であることから、市街化調整区域の畑で残すことを強く希望致します。 もしも、災害が起こり、近隣の学校等に避難することがあったとしても、安全な食糧が身近に豊富にあるということは、防災の面においても、極めて重要で、必要不可欠な要素と確信しております。また、海老名市のいちごやカーネーション栽培、座間市のひまわり畑のように、この地域特産の農業に力を入れることにより、地域経済の発展にも寄与することが出来るのではないかと思います。 素晴らしい自然環境は、地域の宝そのものです。長い先の未来の為、拙速に話を進めることはせずに、今現在、地権者、地域住民の理解と賛同が得られていない計画は見直していただきますよう切に要望致します。 何とぞ、厚木市長はじめ、副市長、市職員、市議会議員の皆様のご英断を切にお願い申し上げます。	業振興地域整備計画に基づき農地の保全を行っていますが、いつ発生してもおかしくない災害に対応するため、防災機能を備えた公園を一日でも早く整備することが重要と考え、計画地は、高台で洪水や液状化の危険性がなく、第一次緊急輸送道路である国道 129 号にも面していることから公園計画地として選定したところ です。 また、市民の皆様への食の安定供給の確保と持続的な農業振興を図るため、現在、消費者と近いという都市農業の利点を活かした、地産地消の積極的な推進、先端的な技術等を活用した生産性の向上のための支援、農産物の付加価値(ブランド化)向上の取組、担い手への農地の集積集約化、多様な農業者の確保・育成等に取り組んでおります。
---	--

※こちらに記載が無い意見（H氏①）は、その他の意見として資料1に市の考え方を回答しています。

意見者	意見の内容	市の考え方
H氏	意見書の提出忘れていて申しわけありませんでした。 都市計画すばらしい案だと思います。自分の畑が公園の一部になる事はすごくうれしく思います。 ②それから山際交差点にあるコンビニの利用率を考慮して、今のまま交流ゾーンに残してはどうでしょうか。 ③緑のふれあいゾーンの中に今植わっている木々を利用していただけないでしょうか。私の畑の近くの畑には、昔から「ニッキの木」正式名はわかりませんが、地主さんがたいせつにしていた木があります。 ④とにかく、スピードアップして早く工事を進めてほしいと思います。畑道を通る人達は、そろって公園の完成時には「自分達はもういない」と言います。 工事着工まで畑を荒らしておくのは非常に残念ですし、来年の3月ごろの許可を待つのもいらいらします。ここまで計画してあるのですから邪魔な木々を伐採したりできるものは、どんどん進めて行ってほしいです。	②公園の設計において、売店などの設置についても検討してまいります。 ③今後、現地を確認の上検討してまいります。 ④市民の皆様の憩いの場であり、防災機能を備えた公園となりますので、いつ発生してもおかしくない災害に対応するため、市民の皆様の安心・安全につなげられるよう、丁寧な説明を心掛けながら、早期に公園の供用開始ができますよう取り組んでまいります。

意見者	意見の内容	市の考え方
I 氏	土地の用途変更により、当社の営業活動に支障をきたす恐れがあります。計画の見直しを強く要望します。地権者や地域住民の意見聴取や公正公平で民主的な話し合いが出来る場を設けて頂きたいと思います。 北部地区公園の都市計画案に強く反対致します。	公園については、都市公園法施行令において、市町村区域内に対して一人あたり 10 平方メートル以上が整備水準となっておりますが、令和 7 年 5 月 1 日現在、厚木市全体では一人あたり 9.42 平方メートル、依知地区においては、一人あたり 1.24 平方メートルと低い水準となっております。市民の憩い、安らぎの場及びレクリエーションの拠点として、依知地区に公園を整備する必要があります。また厚木市地域防災計画等において、市域北部には防災機能を備えた公園整備が必要と位置付けられています。 計画地は、高台で洪水や液状化の危険性がなく、第一次緊急輸送道路である国道 129 号にも面していることから公園計画を進めてまいりました。 災害時の物資供給・集積拠点として整備することで、依知地区はもちろんのこと厚木市全域の防災機能の更なる向上に努めてまいります。 今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。

※こちらに記載が無い意見（Ｊ氏③、⑤、⑥、⑦、⑩及び⑪）は、その他の意見として資料１に市の考え方を回答しています。

意見者	意見の内容	市の考え方
Ｊ氏	この度は、公園の意見書を提出する機会を与えてくださり、誠にありがとうございます。 ①「（仮称）北部地区公園の都市計画素案」に関してですが、まだまだ地権者への情報発信が不足していること、実際には地権者・地域住民の理解と承諾が得られていないように感じる事、さらに都市計画決定により、法律の強制力が発生してしまうこと、また、公園に隣接する地域が、工業用地になる可能性があることから、防災機能を備えた広域避難場所をカバーする公園という理念と矛盾を生じてしまう可能性があること等を鑑み、都市計画決定は拙速すぎると思いますので、今回の「（仮称）北部地区公園の都市計画素案」についての都市計画決定については、見直していただきますよう強くお願い申し上げます。私は、今回の都市計画決定について、反対致します。 ②今年４月２３日の朝早くに、自宅に電話がかかり、市の方から「あなたは、意見書を書く資格が無いので	①公園については、都市公園法施行令において、市町村区域内に対して一人あたり 10 平方メートル以上が整備水準となっておりますが、令和 7 年 5 月 1 日現在、厚木市全体では一人あたり 9.42 平方メートル、依知地区においては、一人あたり 1.24 平方メートルと低い水準となっており、市民の憩い、安らぎの場及びレクリエーションの拠点として、依知地区に公園を整備する必要性があり、また厚木市地域防災計画等において、市域北部には防災機能を備えた公園整備が必要と位置付けられています。 計画地は、高台で洪水や液状化の危険性がなく、第一次緊急輸送道路である国道 129 号にも面していることから公園計画を進めてまいりました。 災害時の物資供給・集積拠点として整備することで、依知地区はもちろんのこと厚木市全域の防災機能の更なる向上に努めてまいります。今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。 ②意見書を提出できる方について、誤ったご案内を申し上げたことにつきまして、お詫び申し上げます。

お知らせします。」と丁寧な説明をいただきました。その時点では、意見書を提出していたわけではなく、意見書についての問い合わせをしていたわけでもなかった為、その時に理由を伺ってはいたのですが、突然の電話で、朝忙しくしていたこともあり、条文を読み上げてくださったのですが、私が全く理解が出来ない状況でした。それなので、後日改めて問い合わせをしたところ、厚木市の住みよいまちづくり条例について、解釈を間違えていて、説明会の資料に誤りがあったと訂正のお電話と文書をいただくことになりました。 今回本当に感謝しているのですが、過去からの過程でも、様々な行き違いが有るようなので、今回このように意見をお伝え出来る機会をいただきましたので、お知らせ申し上げます。 ④私は、元々土地区画整理事業で公園を作るという計画も知りませんでした。平成21年から23年当時は、厚木市が10ヘクタール以上の防災公園を作るというお話だったと記憶しています。 ⑧この説明会でも、地権者の方が計画について納得をされていないように感じました。土地に杭を打たれ	今後、このようなことがないように十分留意してまいります。 ④平成16年3月に策定した厚木市緑の基本計画では中津川右岸沿いに約10ヘクタールの（仮称）北部地区総合公園を位置付けましたが、平成22年度作成した厚木市洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域となったことから、公園の位置や規模を見直し、平成29年10月に改定した厚木市緑の基本計画では現在の位置及び規模の（仮称）北部地区公園として位置付けられています。 ⑧今後の予定につきましては、令和8年度より用地買収を行っていき令和11年度から公園及び道路の整備
---	--

ている地権者の方々も、今後の予定について認識をされていないように感じましたし、公園についても、緊急時に、人の避難場所になるのか、物資の搬入場所になるのかよく決まっていないように感じました。周辺の学校等に滞在型の避難場所は充分確保されているという説明がありましたので、炊き出しの対象者は誰になるのか、仮設住宅の建設場所の確保はあるのか等、様々な疑問点が噴出したように感じました。 ⑨まだまだ検討することや地権者・地域住民の理解や承認が必要なように強く感じたのですが、公園の資料を見ると、第53条による効力とか、第65条による効力との記載があり、説明会ではこのことについて特に説明は行われなかったように感じました。このような状況で、地権者の土地に対して強制力が発生する都市計画決定をするというのは、将来、深刻な問題が発生するのではないかと危惧しました。	に着手し令和15年度の開園を目指しております。 また用地の交渉につきましては、個別に対応させていただきますが、災害時の利用を検討している公園のため、防災施設の整備予定地から用地の取得、整備を行っていくことを検討しております。 本公園は災害時の物資供給・集積拠点として整備することで、依知地区はもちろんのこと厚木市全域の防災機能の更なる向上に努めてまいります。 公園の詳細につきましては、皆様の意見を伺いながら設計を進め、また、説明会等を行わせていただく予定です。 ⑨市計画法第53条の説明については説明がございませんでした。お詫びし、詳述いたします。 (仮称)北部地区公園の計画地については、市街化調整区域であるため、原則として建物の建築が制限される区域であり、開発許可の基準に適合した建物しか建築することができません。 この制限において、都市計画法第53条は、都市計画施設（公園など）の区域内における建築物の建築に一定の制限を設け、将来の事業の円滑な施行を確保することを目的としており、その区域内で建築物の建築をする場合は市長の許可を受けなければならないとされております。 本市では、「厚木市都市計画法第53条許可取扱基準」を設置しており、階
--	--

	⑫また、以前個人的に質問させていただいた時に、公園の土地の残地補償はしないと市の方から回答をいただきましたので、そのことも地権者が将来、混乱することはないのかということも大変心配になりました。 このように、地権者への情報の不	数が3階以下で、かつ、地階を有しないこと（地階における附属建築物の自動車車庫のための施設で、取扱基準で定める要件に該当するものについては、この限りではない。）や、主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であることとし、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであることを許可基準としております。 （仮称）北部地区公園の事業については、都市計画決定がされた後、事業認可を申請し、認可後に用地を取得していくこととなりますが、都市計画決定から事業認可までの期間が短いと予測されることや、第65条の規制は、第53条よりも厳しい規制となることから、第65条を中心に説明しました。 なお、都市計画法第66条では、事業認可の告示後に、住民の財産に対する制限等について周知等を行うこととなっておりますので、制限等については、改めて説明いたします。今後におきましても、土地所有者の方のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。 ⑫用地の買収については、残地も含め個別にご相談させていただき対応を検討してまいります。
--	--	--

	足と誤発信、地権者・地域住民の理解や合意の不足、計画についても不明確な部分が多いようですので、今回の「(仮称)北部地区公園の都市計画の素案」についての都市計画決定については、是非とも見直していただきますよう強くお願い申し上げます。地権者、地域住民に将来的に不利益が降りかかることがありませんように、くれぐれも慎重にご判断くださいますよう重ねてお願い申し上げます。 この度は、ご配慮いただき、誠にありがとうございました。	
--	---	--